

環境にやさしい社会の実現のための税制

(1) 自動車の不法投棄防止、リサイクルの観点から自動車重量税還付制度の創設(自動車重量税)

自動車リサイクル法(仮称)に基づくマニフェストにより適正に解体処理されたことが、抹消登録等により確認された使用済自動車

自動車検査証の有効期間の残期間相当分の自動車重量税を還付

(注) 実施時期は、自動車リサイクル法(仮称)により全ての使用済自動車についてマニフェストが義務付けられるとともに、道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期

使用済自動車の不法投棄防止及び自動車リサイクルを促進

